

第 5 期入善町障害福祉計画
第 1 期入善町障害児福祉計画
(平成 30 年度～平成 32 年度)

平成 30 年 3 月
入善町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本的な考え方	5
5	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	6
第2章	入善町の障がい者の現状	7
第3章	平成32年度の目標値	15
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	15
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
3	地域生活拠点等の整備	16
4	福祉施設から一般就労への移行	17
5	障がい児支援の提供体制の整備等	18
第4章	障害福祉サービスの体系	20
	障がい者・障がい児への総合的な支援体系	20
	障害支援区分に応じて利用できる障害福祉サービス	21
	障害福祉サービス利用の流れ	21
第5章	障害福祉サービス	22
	第5期計画における障害福祉サービスについて	22
1	訪問系サービス	24
2	日中活動系サービス	25
3	居住系サービス	29
4	相談支援	31
5	障害児通所支援	33
6	障害児相談支援	35
第6章	地域生活支援事業	36
	第5期計画における地域生活支援事業について	36
1	必須事業	38
2	任意事業	40
第7章	計画の推進に向けて	41
1	自立支援協議会	41
2	計画におけるPDCAサイクル	41
資料編		43
	計画策定の主な経過	44
	新川地域自立支援協議会設置要綱	45
	新川地域自立支援協議会委員名簿	46
	相談支援事業所の意見、障がい児アンケート結果	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 障害者自立支援法の成立

平成18年度の障害者自立支援法の施行によって、障がい者に最も身近な市町村が、福祉サービスの実施主体として位置づけられました。

障害者自立支援法は、①障がい者に対する福祉サービスを一元化する②安定的な財源を確保する③障がい者の就労を推進する④サービスの支給決定を透明化、明確化する⑤地域の社会資源を活用するなど、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を目指し、施行されました。

(2) 障害者自立支援法の改正

平成22年12月に障害者自立支援法の一部が改正され、①利用者負担の応能負担への見直し②障がい者の範囲に発達障害が含まれることの明確化③地域移行支援・地域定着支援の個別給付化④障がい児の通所サービスを市町村に移行⑤同行援護の創設などが、実施されました。

(3) 障害者総合支援法の成立

平成24年6月には、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)に改正されました。同法では、①障がい者の範囲に難病等を加える②重度訪問介護の対象拡大③ケアホームのグループホームへの一元化④障害支援区分への名称・定義の改正⑤地域生活支援事業の追加⑥PDCAサイクルにそって障害福祉計画を見直し、サービス提供体制を計画的に整備するなど平成25年4月から順次施行(平成26年度一部施行)されました。

(4) 改正障害者総合支援法の成立

障害者総合支援法の施行後3年間の施行状況を踏まえ、「①障がい者の望む地域生活の支援」、「②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」、「③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を改正の柱とした「改正障害者総合支援法」が平成28年5月に成立しました。

今回は、入院時の重度訪問介護の利用を可能とすることや、低所得の高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担の軽減（償還）などが盛り込まれるとともに、平成28年5月児童福祉法の改正により、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することが定められており、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行されます。

(5) 計画の策定にあたり

町では、計画的にサービスの提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保のための方策を定め、平成19年3月に第1期入善町障害福祉計画を策定しました。その後、障害福祉施策の見直しにより3年毎に障害福祉計画を策定しました。

平成30年3月に第4期障害福祉計画の計画期間が終了するにあたり、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国から示された基本指針および計画の点検・評価を踏まえ、平成30年度～平成32年度を計画期間とする「第5期入善町障害福祉計画及び第1期入善町障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

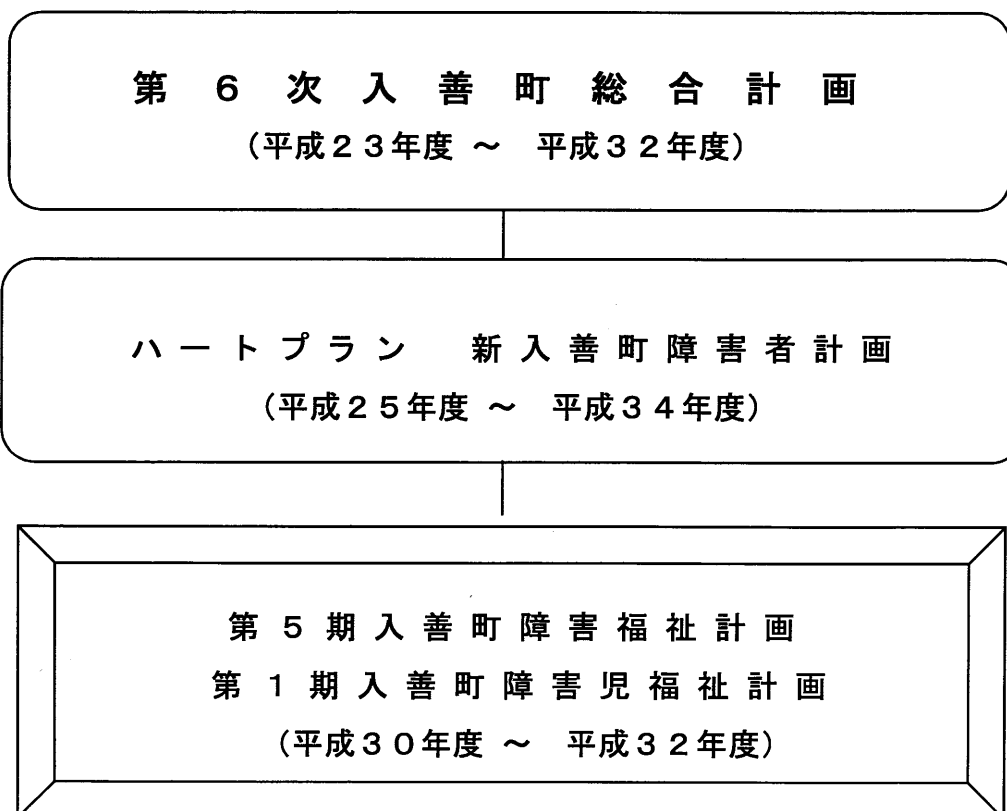
本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。策定にあたっては国の定める「基本指針」に即することが規定されており、本計画もその内容を踏まえて策定するものです。

なお、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は一体のものとして策定できるものとされているため、入善町においてはこれら2つの計画を一体的な計画として策定します。

(2) 町の計画との関係

本計画は、「第6次入善町総合計画」、「ハートプラン 新入善町障害者計画」等との整合性を保ちながら策定するものです。

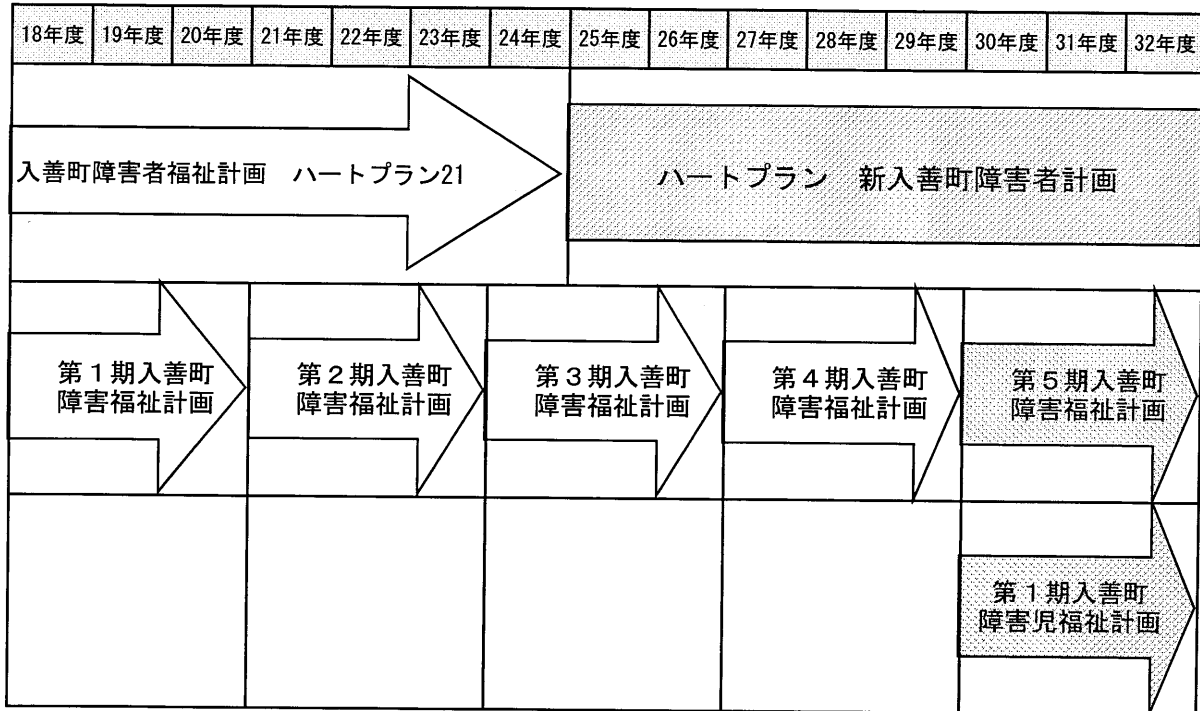
計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

計画の期間



項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条の20
計画の性格	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画	障害児支援等の確保に関する計画
計画の期間	(前計画) 入善町障害者福祉計画 ハートプラン21 平成15年度～24年度 (現計画) ハートプラン 新入善町障害者計画 平成25年度～34年度	第1期計画 平成18年度～20年度 第2期計画 平成21年度～23年度 第3期計画 平成24年度～26年度 第4期計画 平成27年度～29年度 第5期計画 平成30年度～32年度	第1期計画 平成30年度～32年度

4 計画の基本的な考え方

基本的理念

町では、障害者基本法に基づき作成された「新入善町障害者福祉計画」を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成しています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意志決定の支援

障害の種類や程度にかかわらず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動・文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障害、知的障害、精神障害に加え、発達障害や難病患者等に対しても、町内の身近な施設において、障害種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対して、「入善町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ちながら関係機関との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさけ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

5 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）のさらなる充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの保証

地域で生活する障がい者の希望に応じたサービスを提供し、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について充実させます。

(3) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホームや地域移行支援事業などの充実を図り、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を推進します。

(4) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉事業所から一般就労への移行を進めるとともに、事業者へ障害のある人の雇用に対する理解を推進します。

(5) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験機会の場合、緊急時の対応、地域の体制づくり等）を行う拠点整備について圏域で検討します。

第2章 入善町の障がい者の現状

1 障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数の推移

平成29年度の身体障害者手帳所持者は1,243人、療育手帳所持者（知的障がい者）は186人、精神障害者保健福祉手帳所持者は102人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

表1 障害者手帳所持数の推移

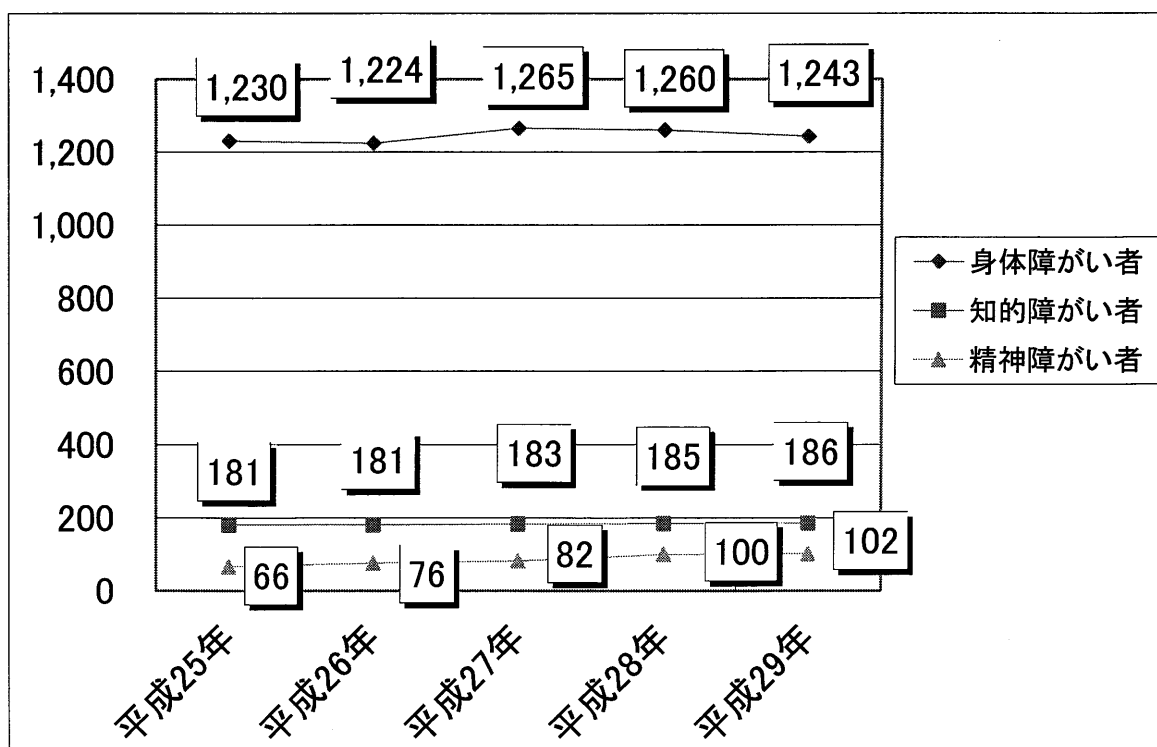
(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳	1,230	1,224	1,265	1,260	1,243
療育手帳	181	181	183	185	186
精神障害者 保健福祉手帳	66	76	82	100	102
計	1,477	1,481	1,530	1,545	1,531
対総人口比	5.6%	5.6%	5.9%	6.0%	6.0%
人口	26,604	26,319	25,957	25,695	25,412

※各年4月1日現在

図1 障害者手帳所持数の推移

(単位:人)



(2) 身体障がい者

平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は1,243人で、町人口に占める割合は4.9%となっています。障害程度の構成比では、1級・2級（重度）が492人で39.6%を占めています。

年齢別の構成比では、65歳以上が全体の74.2%を占めています。

身体障害者には、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害、肢体不自由、内部障害という種類の別があります。障害種類別では、肢体不自由が714人と最も多くなっています。

表2 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）

障害等級別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	311	313	329	327	324
2級	177	162	174	169	168
3級	271	281	275	283	281
4級	309	311	331	322	318
5級	77	74	71	72	72
6級	85	83	85	87	80
身体障害者 手帳所持者数	1,230	1,224	1,265	1,260	1,243

※各年4月1日現在

図2 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）

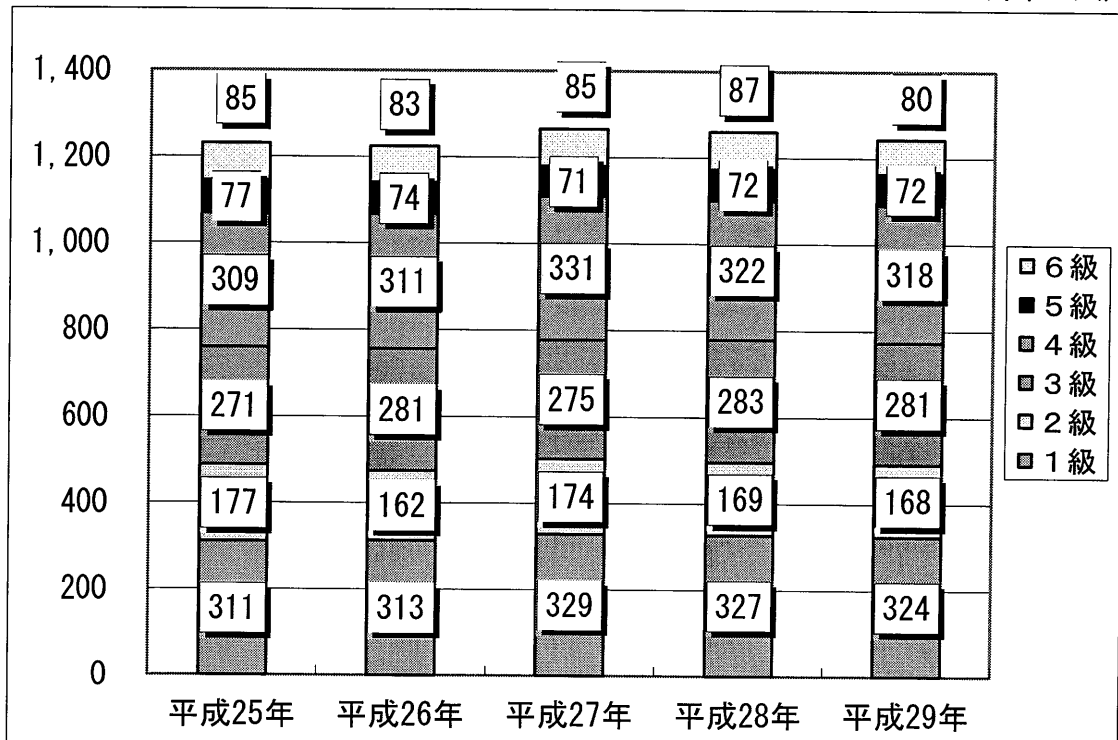


表3 身体障害者手帳所持者数の推移 (年齢別) (単位:人)

年齢別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	15	13	11	11	10
18～64歳	333	328	324	322	311
65歳以上	882	883	930	927	922

※各年4月1日現在

図3 身体障害者手帳所持者数の推移 (年齢別) (単位:人)

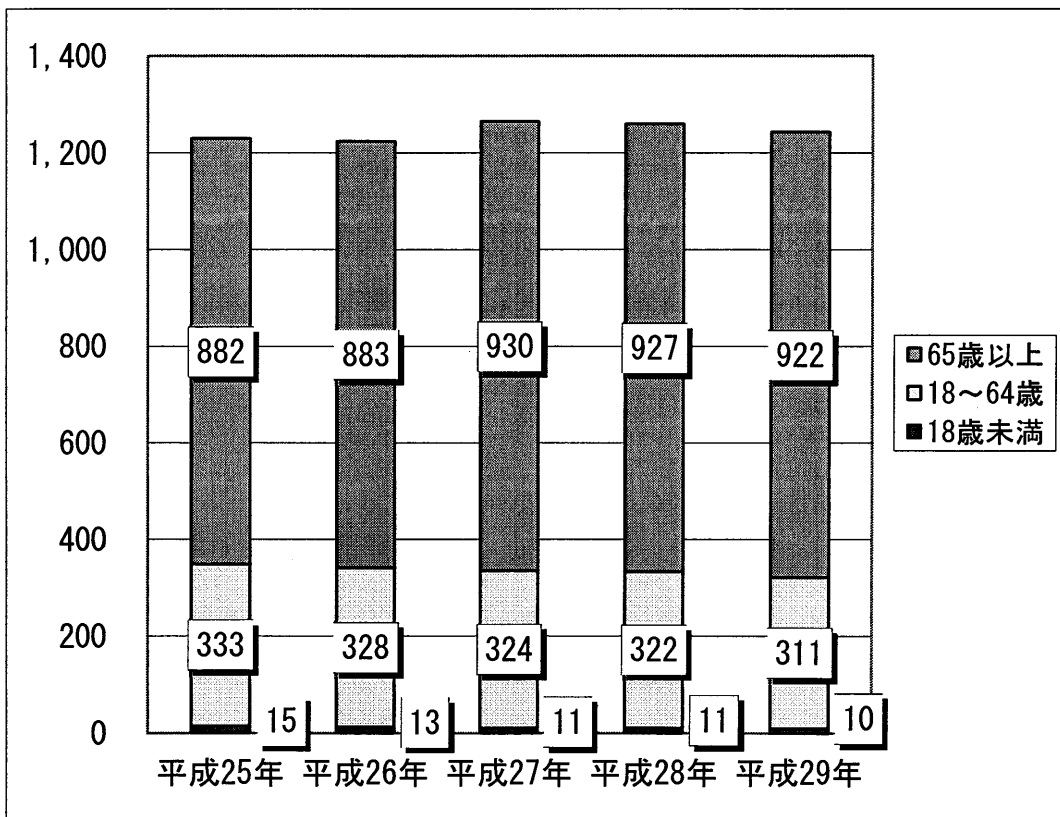
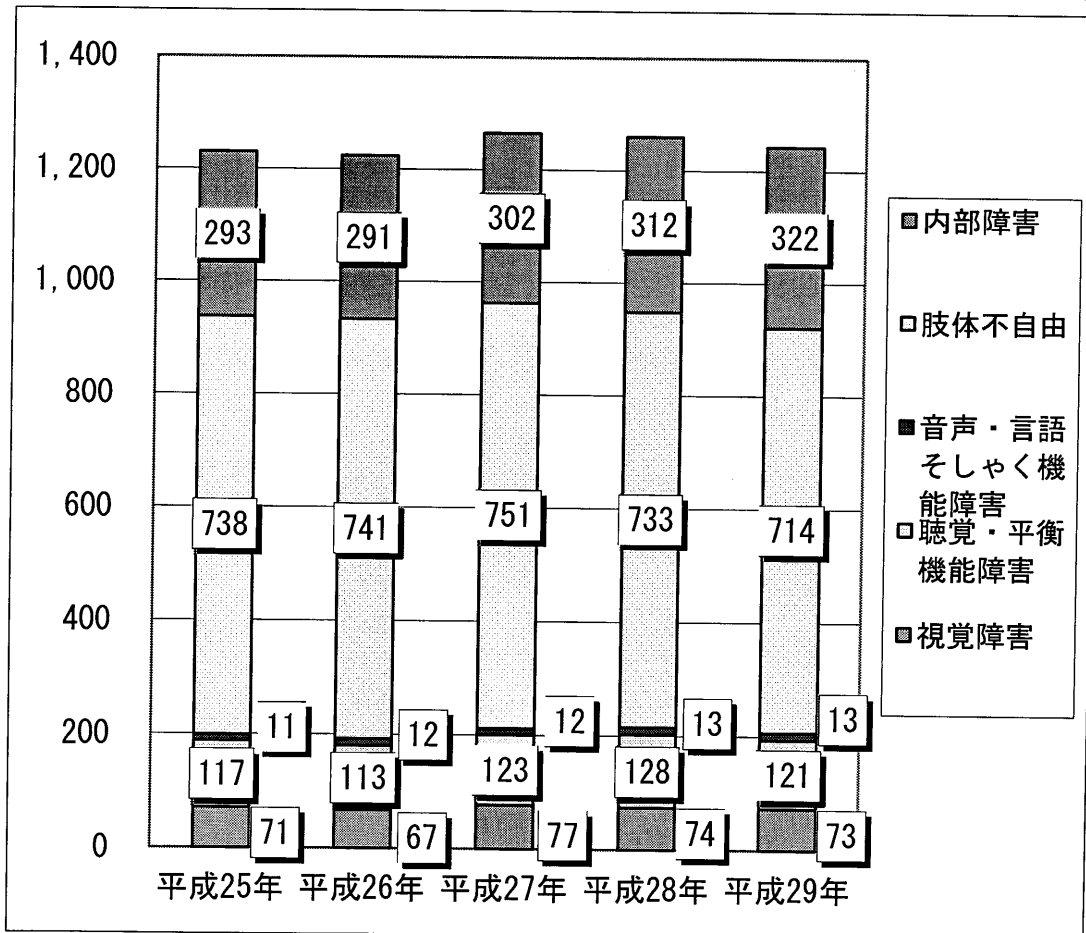


表4 身体障害者手帳所持者数の推移 (障害種類別) (単位:人)

障害種類別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	71	67	77	74	73
聴覚・平衡機能障害	117	113	123	128	121
音声・言語そしゃく機能障害	11	12	12	13	13
肢体不自由	738	741	751	733	714
内部障害	293	291	302	312	322

※各年4月1日現在

図4 身体障害者手帳所持者数の推移 (障害種類別) (単位:人)



(3) 知的障がい者

平成29年4月1日現在の療育手帳所持者数（知的障がい者）は186人で、町人口に占める割合は0.7%となっています。平成25年から平成29年の間に1.03倍に増加しています。

障害程度の構成比では、中軽度(B)が全体の52.2%を占めています。

年齢別では、平成25年から平成29年までに18歳未満は減少傾向が見えますが、18歳以上の人数は12人増加しています。

表5 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）（単位：人）

障害程度別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重度(A)	79	76	82	87	89
中軽度(B)	102	105	101	98	97
療育手帳所持者数	181	181	183	185	186

※各年4月1日現在

図5 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）（単位：人）

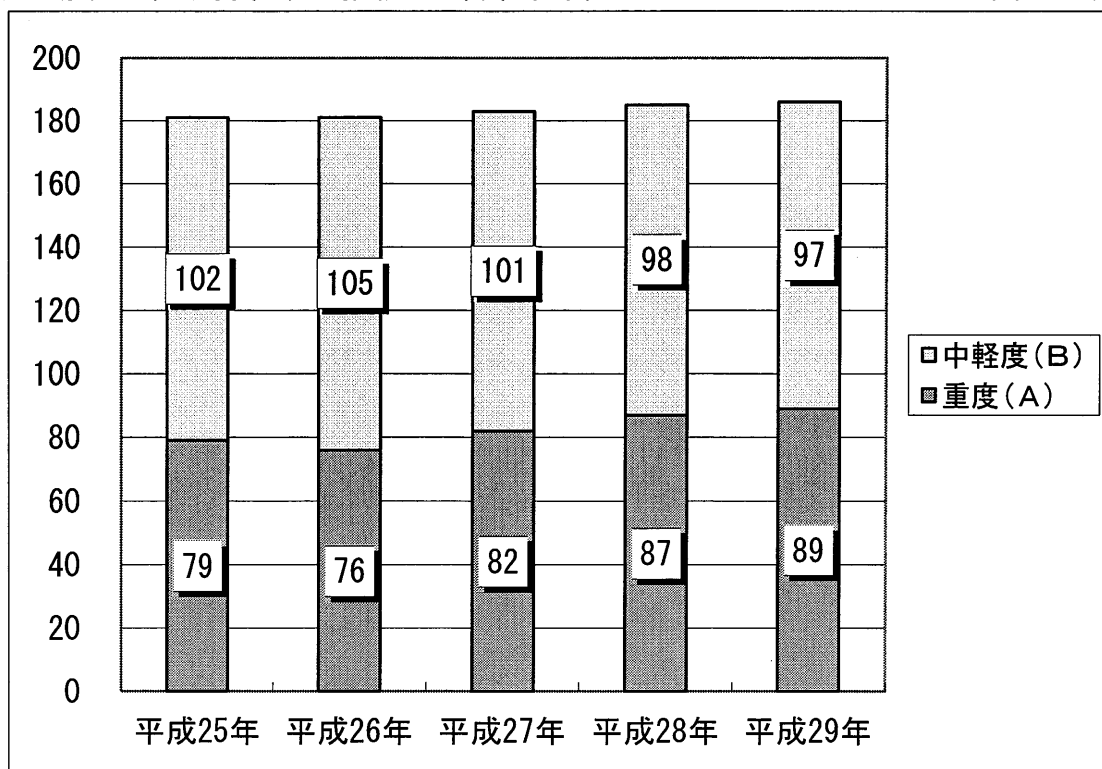


表6 療育手帳所持者数の推移 (年齢別)

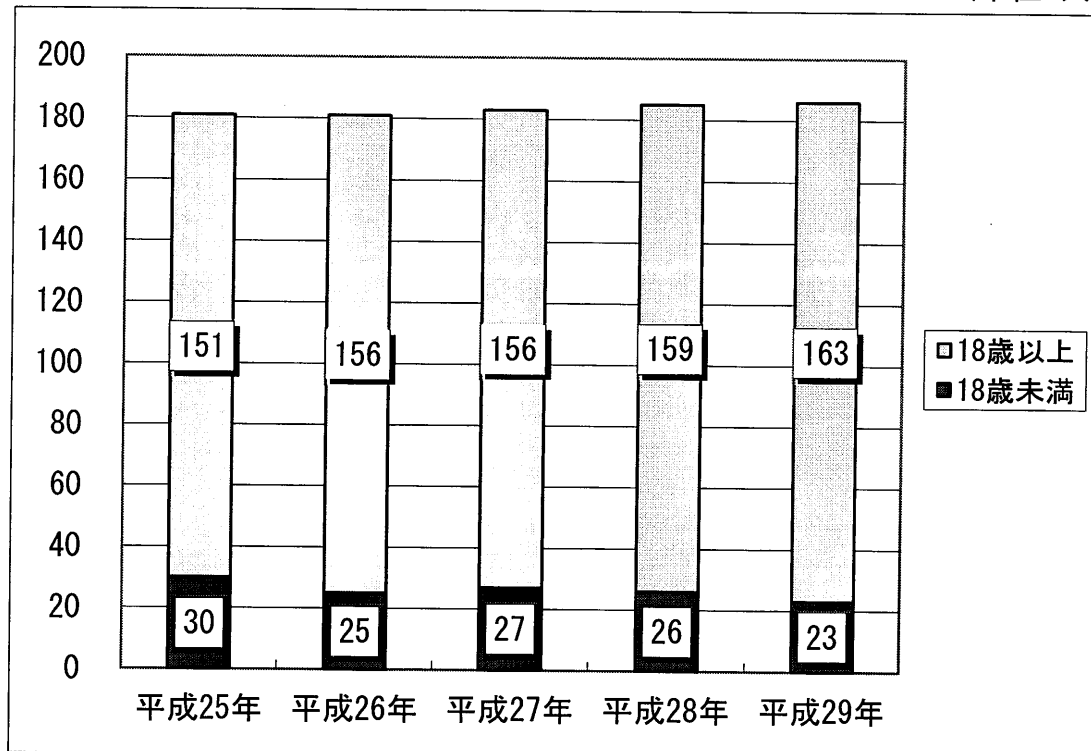
(単位:人)

年齢別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	30	25	27	26	23
18歳以上	151	156	156	159	163

※各年4月1日現在

図6 療育手帳所持者数の推移 (年齢別)

(単位:人)



(4) 精神障がい者

平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がい者）は102人で、町人口に占める割合は0.4%となっています。平成25年から平成29年の間に1.5倍に増加しています。

障害等級別に見ると2級及び3級が増加しています。

表7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

障害等級別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	4	4	6	8	4
2級	45	52	56	67	72
3級	17	20	20	25	26
精神保健福祉手帳所持者数	66	76	82	100	102

※各年4月1日現在

表7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

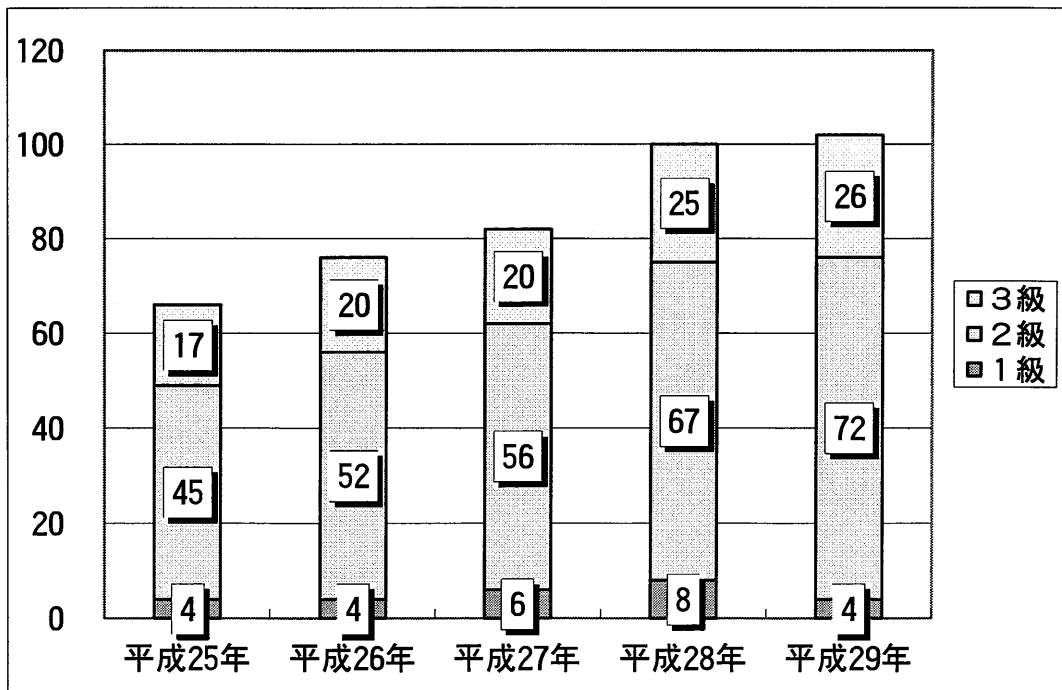
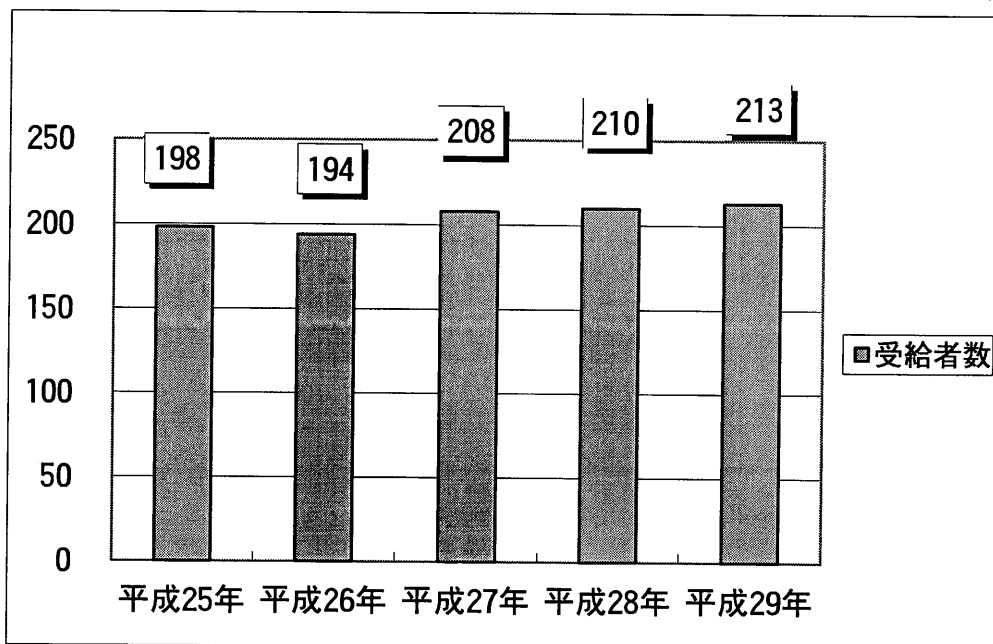


表8 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移 (単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者数	198	194	208	210	213

※各年4月1日現在

図8 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移 (単位:人)



※ 精神保健福祉法第5条に規定する精神障がい者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する方です。

障害者総合支援法に規定される精神障がい者の方は、様々な福祉サービスや通院の医療費を助成する自立支援医療の対象者となります。

精神障がい者であっても、本人が申請されないため精神障害者保健福祉手帳を所持していない方や、自立支援医療の制度を利用していない方もいます。

第3章 平成32年度の目標値

障がい者の自立支援の観点から、平成32年度を目標年度として、次の5つの目標値を設定します。なお、目標値の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、入善町の実情に応じて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- (1) 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目指します。
- (2) 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上削減することを基本とします。

入善町の目標値

- (1) 平成32年度末において、平成28年度末現在施設入所数45人のうち、1人(2.2%)の方が地域での生活が送れるよう、それぞれのニーズに合わせた支援を充実させ、地域生活への移行を進めます。
- (2) 平成32年度末時点において施設入所数を、平成28年度末現在の施設入所数45人から1人(2.2%)減少した44人とします。

成果目標確保のための方策

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、生活介護をはじめ、自立訓練等のサービス、就労継続支援などの日中活動系のサービスの充実や、グループホームなど、地域での居住の場の確保・整備に努めます。

成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者数	45 人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	44 人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する人数
	2.2 %	地域生活移行者数を平成28年度末時点の施設入所者数で除した値
【目標値】 施設入所者の削減見込数	1 人	平成32年度末段階での削減見込数
	2.2 %	削減見込数を平成28年度末時点の施設入所者数で除した値

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- (1) 平成32年度末までに全ての市町村毎に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

入善町の目標値

- (1) 平成32年度末までに、魚津市、黒部市、入善町、朝日町で1箇所、協議の場を共同設置することを目指します。

また、長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することにより、地域生活への移行が可能と考えられ、平成32年度末時点において入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とすることを基本とし、国の基本指針の算定式より推計される平成32年度末における精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）を算定し、これを勘案して障害福祉サービス等の必要な見込みを行います。

平成32年度末時点の整備量

項目	数値
地域移行が見込まれる長期入院患者数	8人

3 地域生活拠点等の整備

国の基本指針

- (1) 平成32年度末までに市町村又は圏域に1箇所整備することが望ましい。

入善町の目標値

- (1) 新川地域自立支援協議会で協議しながら、平成32年度末までに、新川圏域で1箇所の整備を目指します。

4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針

- (1) 平成32年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることが望ましい。
- (2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数の数値目標を設定します。平成28年度末時点の2割以上の増加を目指します。
- (3) 平成32年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指します。
- (4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

入善町の目標値

- (1) 平成32年度において福祉施設から一般就労へ移行する人については、3人を目標とします。
- (2) 平成32年度末における就労移行支援事業所の利用者数については、8人を目標とします。
- (3) 平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合については、5割を目標とします。
- (4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

成果目標確保のための方策

障がい者の就労支援については、新川地域自立支援協議会や、県、魚津・滑川公共職業安定所、富山障害者職業センターの専門機関をはじめ、新川圏域2市2町、特別支援学校、各事業所、新川障害者就業・生活支援センターで構成する新川圏域就労支援ネットワーク会議による連携・強化を図りながら一般就労への移行支援を進めます。

障がい者一人ひとりに応じた就労及び職場定着が進むよう、新川障害者就業・生活支援センターやジョブコーチの活用に努めます。

成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	2 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	3 人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する人数
	1.5 倍	平成32年度目標値の平成28年度実績に対する割合
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	6 人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した人数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	8 人	平成32年度において就労移行支援事業を利用する人数
	133.3 %	平成32年度目標値を平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数で除した値
【目標値】 目標年度の事業所割合	50 %	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合
【目標値】 平成32年度末の目標値	80 %	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

5 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置

国の基本指針

- (1) 平成32年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。

入善町の目標値

- (1) 新川圏域ではつくし学園（魚津市）をセンターとして児童発達支援事業を実施しています。つくし学園を拠点として圏域でのセンターの機能の整備を進めます。

イ 保育所等訪問支援を実施できる体制の構築

国の基本指針

- (1) 平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

入善町の目標値

- (1) 新川圏域ではつくし学園（魚津市）、のびのびe-サポートあおの丘（入善町）が保育所等訪問を行っています。今後も利用体制の継続に努めます。

ウ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

国の基本指針

- (1) 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。

入善町の目標値

- (1) 平成32年度末までに、新川圏域内で1つの整備を目指します。近隣市町の状況を踏まえるとともに、新川地域自立支援協議会等の場を活用し、ニーズの把握と実施に向けての検討を進めます。

エ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針

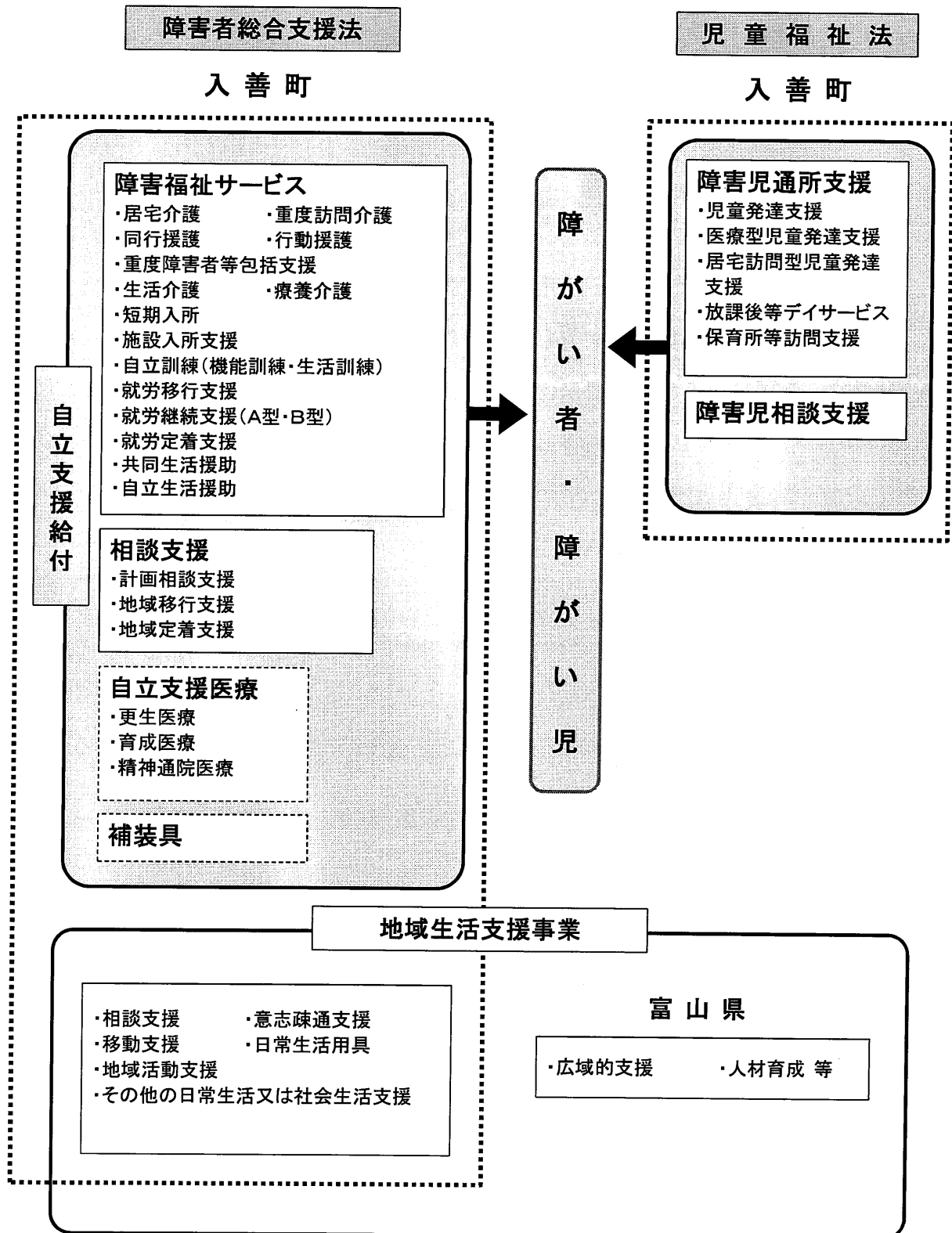
- (1) 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

入善町の目標値

- (1) 平成30年度末までに、新川圏域内で1つの整備を目指します。近隣市町の状況を踏まえるとともに、新川地域自立支援協議会等の場を活用し、ニーズの把握と実施に向けての検討を進めます。

第4章 障害福祉サービスの体系

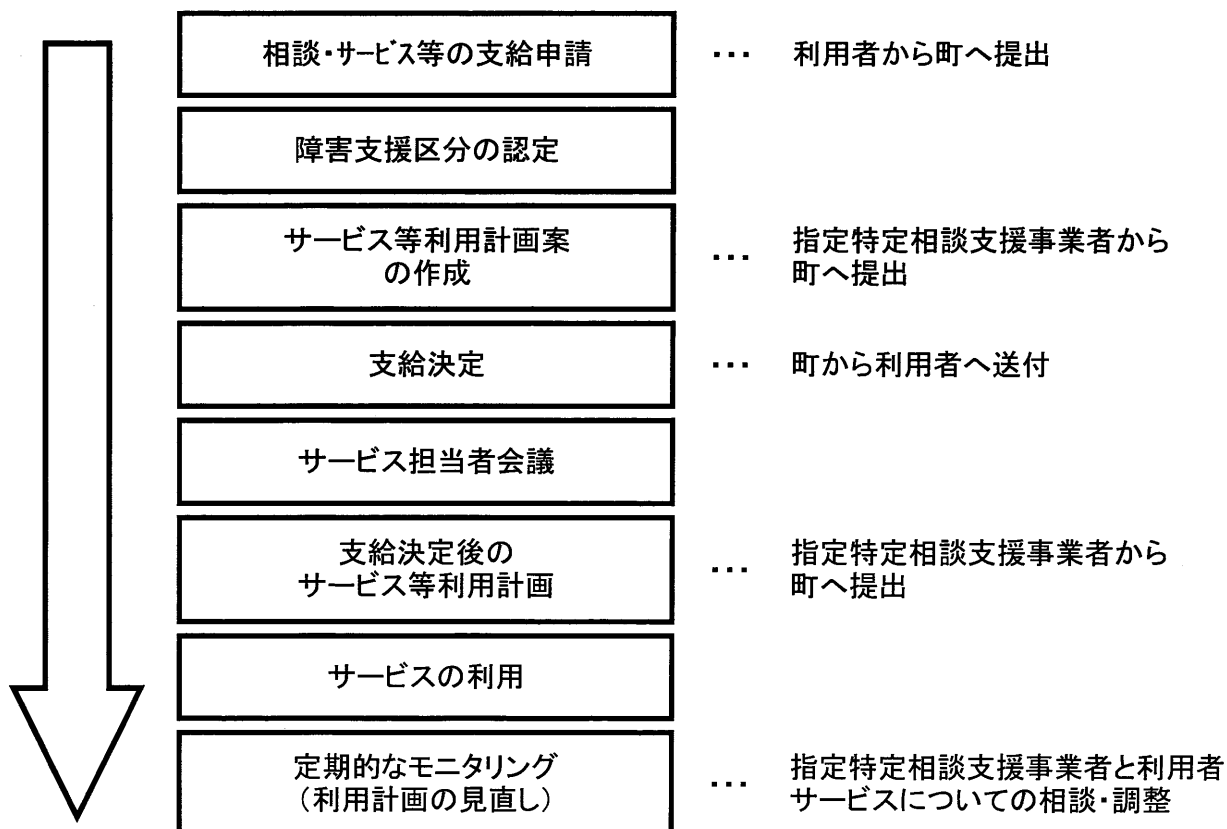
障がい者・障がい児への総合的な支援体系



障害支援区分に応じて利用できる障害福祉サービス

障害支援区分		区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
介護給付	訪問系	居宅介護					
		重度訪問介護					
		同行援護					
		行動援護					
		重度障害者等包括支援					
	日中活動系	生活介護					50歳以上
		療養介護					
		短期入所					
	居住系	施設入所支援				50歳以上	
訓練等給付	訓練系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害支援区分にかかわらず利用が可能です。				
		就労移行支援					
		就労継続支援 (A型・B型)					
		就労定着支援					
	居住系	共同生活援助					
		自立生活援助					
相談支援給付	計画相談支援						
	地域移行支援						
	地域定着支援						

障害福祉サービス利用の流れ



第5章 障害福祉サービス

第5期計画における障害福祉サービスについて

第4期計画の実績を踏まえ、第5期計画の平成32年度までのサービス必要見込量、サービス見込量確保の方策を定めています。

第4期実績は以下のとおりです。

第4期実績 障害福祉サービス（1か月当たりの実績）

	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度見込
居宅介護	24人 236時間	24人 297時間	25人 270時間
重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	1人 10時間	1人 11時間	2人 13時間
行動援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	25人 246時間	25人 308時間	27人 283時間
生活介護	15人 286人日分	15人 281人日分	19人 351人日分
自立訓練（機能訓練）	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
自立訓練（生活訓練）	5人 83人日分	4人 62人日分	2人 33人日分
就労移行支援	5人 72人日分	6人 92人日分	6人 74人日分
就労継続支援（A型）	8人 146人日分	8人 152人日分	11人 236人日分
就労継続支援（B型）	55人 892人日分	55人 910人日分	61人 1008人日分
療養介護	5人	5人	5人
短期入所	6人 38人日分	6人 25人日分	8人 44人日分
共同生活援助	24人	25人	28人
施設入所支援	44人	45人	45人
計画相談支援	21人	18人	20人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	1人	1人	1人
児童発達支援	3人 24人日分	3人 22人日分	2人 21人日分
医療型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
放課後等デイサービス	21人 154人日分	23人 153人日分	21人 170人日分
保育所等訪問支援	3人 6人日分	5人 11人日分	7人 13人日分
障害児相談支援	3人	3人	5人

第5期見込量 障害福祉サービス（1か月当たりの見込量）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	25人 270時間	25人 270時間	27人 292時間
重度訪問介護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
同行援護	2人 13時間	2人 13時間	2人 13時間
行動援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
計	27人 283時間	27人 283時間	29人 305時間
生活介護	19人 349人日分	19人 349人日分	20人 368人日分
自立訓練（機能訓練）	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
自立訓練（生活訓練）	2人 26人日分	2人 26人日分	2人 26人日分
就労移行支援	6人 74人日分	7人 86人日分	8人 98人日分
就労継続支援（A型）	12人 257人日分	13人 278人日分	14人 299人日分
就労継続支援（B型）	61人 1008人日分	62人 1025人日分	64人 1059人日分
就労定着支援【新規】	1	1人	1人
療養介護	5人	5人	5人
短期入所	9人 56人日分	9人 56人日分	10人 68人日分
自立生活援助【新規】	1人	1人	1人
共同生活援助	28人	28人	29人
施設入所支援	45人	44人	44人
計画相談支援	26人	31人	35人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人
児童発達支援	4人 68人日分	4人 68人日分	4人 68人日分
医療型児童発達支援	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分
放課後等デイサービス	21人 205人日分	21人 205人日分	21人 205人日分
保育所等訪問支援	11人 28人日分	11人 28人日分	11人 28人日分
居宅訪問型 児童発達支援【新規】	1人 60人日分	1人 60人日分	1人 60人日分
障害児相談支援	5人	5人	5人
医療的ケア児に対する 関連分野を調整する コーディネーターの 配置人数（圏域）	1人	1人	1人

1 訪問系サービス

①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、 ⑤重度障害者等包括支援				
サービス内容				
◆居宅介護…自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。				
◆重度訪問介護…重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。				
◆同行援護…重度の視覚障害により移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動、排せつ、食事等の支援を行います。				
◆行動援護…自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。				
◆重度障害者等包括支援…介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①居宅介護	利用者数	25人	25人	27人
	利用量	270時間	270時間	292時間
②重度訪問介護	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0時間	0時間	0時間
③同行援護	利用者数	2人	2人	2人
	利用量	13時間	13時間	13時間
④行動援護	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0時間	0時間	0時間
⑤重度障害者等包括支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0時間	0時間	0時間
サービス見込量 訪問系サービスの見込量については、福祉施設からの退所や、入院施設からの退院などによる地域生活への移行による増加を見込みます。				
サービス見込量確保の方策 自宅において自立した生活を送ることができるよう、サービスについての理解や周知を進め、適正なサービス提供に努めます。				

2 日中活動系サービス

①生活介護				
サービス内容				
◆常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①生活介護	利用者数 利用量	19人 349人日分	19人 349人日分	20人 368人日分
<p>サービス見込量 生活介護については、福祉施設から在宅への移行に伴う利用者数の増加が見込まれます。 平成29年度末におけるサービス提供事業所は町内に4か所あります。 町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川むつみ園 ・新川むつみ園地域生活支援センター ・工房あおの丘 ・ハートフィールド <p>サービス見込量確保の方策 事業所との連携を図りながら、生活介護を提供していきます。</p>				

②自立訓練（①機能訓練・②生活訓練）				
サービス内容				
◆自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①機能訓練	利用者数 利用量	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
②生活訓練	利用者数 利用量	2人 26時間	2人 26時間	2人 26時間
<p>サービス見込量 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、現在の利用者数等を勘案して見込みました。 平成29年度末におけるサービス提供事業所（機能訓練）は、県内に1か所ありますが、休止しているため、実績・見込はありません。 平成29年度末におけるサービス提供事業所（生活訓練）は、町内に3か所あります。 町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川むつみ園地域生活支援センター ・ハートフィールド ・工房あおの丘 <p>サービス見込量確保の方策 事業所との連携を図りながら、自立訓練を提供していきます。</p>				

③就労移行支援

サービス内容

- ◆一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
③就労移行支援	利用者数	6人	7人	8人
	利用量	74人日分	86人日分	98人日分

サービス見込量

就労移行支援の見込量については、過去の実績及び今後の利用者数等を勘案して見込みます。

平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に2か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・ハートフィールド
- ・ミルクキーウェイ

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら、就労移行支援を提供していきます。

④就労継続支援（A型）

サービス内容

- ◆雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
④就労継続支援（A型）	利用者数	12人	13人	14人
	利用量	257人日分	278人日分	299人日分

サービス見込量

就労継続支援（A型）の見込量については、過去の実績及び今後の利用者数等を勘案して見込みます。

平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に1か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・ラヴォーロあおの丘New

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら、就労継続支援（A型）を提供していきます。

⑤就労継続支援（B型）

サービス内容

◆就労や生産活動の機会の提供を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
⑤就労継続支援（B型）	利用者数 利用量	61人 1008人日分	62人 1025人日分	64人 1059人日分

サービス見込量

就労継続支援（B型）の見込量については、過去の実績及び今後の利用者数等を勘案して見込みます。

平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に4か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・ワークフィールド
- ・工房あおの丘
- ・新川むつみ園地域生活支援センター
- ・いっこく

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら、就労継続支援（B型）を提供していきます。

⑥就労定着支援【新規】

サービス内容

◆就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
⑥就労定着支援	利用者数	1人	1人	1人

サービス見込量

就労定着支援については、福祉施設の入所者の地域生活への移行や、福祉施設からの一般就労への移行を見込みます。

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら就労定着支援を提供していきます。

⑦療養介護

サービス内容

- ◆医療と常時介護を必要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
⑦療養介護	利用者数	5人	5人	5人

サービス見込量

療養介護については、新規利用が可能な重度心身障がい者が限られていることから、現状と同様として見込みます。

サービス見込量確保の方策

医療機関と連携を取りながら、療養介護を提供していきます。

⑧短期入所

サービス内容

- ◆自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の支援等を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
⑧短期入所	利用者数	9人	9人	10人
	利用量	56人日分	56人日分	56人日分

サービス見込量

短期入所については、過去の実績を基に見込みます。

サービス見込量確保の方策

緊急時においても利用ができるよう、事業所との連携を図りながら短期入所を提供していきます。

3 居住系サービス

①自立生活援助【新規】				
サービス内容				
◆障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、随時のタイミングで適切な支援を行います。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①自立生活援助	利用者数	1人	1人	1人
<p>サービス見込量 自立生活援助については、福祉施設やグループホーム等からの地域生活への移行を見込みます。</p> <p>サービス見込量確保の方策 事業所との連携を図りながら自立生活援助を提供していきます。</p>				

②共同生活援助（グループホーム）				
サービス内容				
◆夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
②共同生活援助	利用者数	28人	28人	28人
<p>サービス見込量 共同生活援助（グループホーム）については、過去の実績を勘案して見込みます。 平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に2か所あります。 町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青野の家 ・共生型グループホーム華のれん <p>サービス見込量確保の方策 共同生活援助（グループホーム）については、事業者に対して適切な情報提供を行うなどしながら、サービスの量的な拡大を図り、障がい者が地域へ移行し、住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、サービスの見込量の確保に努めます。</p>				

③施設入所支援

サービス内容

- ◆施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
③施設入所支援	利用者数	45人	44人	44人

サービス見込量

施設入所支援の見込量については、入所者数削減目標等を勘案して見込みます。

平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に1か所あります。町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・新川むつみ園

サービス見込量確保の方策

施設入所支援については、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、障害者支援施設との調整を図って適正なサービス提供に努めます。

4 相談支援

①計画相談支援（サービス等利用計画作成）

サービス内容

- ◆サービス支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①計画相談支援	利用者数	26人	31人	35人

サービス見込量

計画相談支援については、現在の利用者数、特別支援学校卒業生数、施設等からの地域移行者数等を勘案して見込みます。

サービス見込量確保の方策

計画相談支援については、サービス等利用計画を必要とする障がい者が支援を受けられるよう、新川地域自立支援協議会と連携して研修を実施するなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を進めます。

②地域移行支援

サービス内容

- ◆障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
②地域移行支援	利用者数	1人	1人	1人

サービス見込量

地域移行支援の見込量については、施設等からの地域移行者数等を勘案して見込みます。

サービス見込量確保の方策

地域移行支援については、支援を必要とする方が必要なサービスにつながるよう、障害者支援施設や精神科病院など関係機関への周知を図っていきます。

③地域定着支援

サービス内容

- ◆居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい者の特性に起因して生じた緊急事態等において、相談等の支援を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
③地域定着支援	利用者数	1人	1人	1人

サービス見込量

地域定着支援の見込量については、過去の実績等を勘案して見込みます。

サービス見込量確保の方策

地域定着支援については、支援を必要とする方が必要なサービスにつながるよう、障害者支援施設や精神科病院など関係機関への周知を図っていきます。

5 障害児通所支援

①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③居宅訪問型児童発達支援【新規】

サービス内容

- ◆児童発達支援・障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
- ◆医療型児童発達支援・障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。
- ◆居宅訪問型児童発達支援・重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①児童発達支援	利用者数	4人	4人	4人
	利用量	68人日分	68人日分	68人日分
②医療型児童発達支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0人日分	0人日分	0人日分
③居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	60人日分	60人日分	60人日分

サービス見込量

児童発達支援の見込量については、過去の実績を基に利用者数等を見込みます。

平成29年度末におけるサービス提供事業所（児童発達支援）は、町内に1か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・のびのbe-サポート あおの丘

サービス見込量確保の方策

事業所や医療機関との連携を図りながら、児童発達支援を提供していきます。

②放課後等デイサービス

サービス内容

- ◆就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の機会を提供します。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
②放課後等デイサービス	利用者数	21人	21人	21人
	利用量	205人日分	205人日分	205人日分

サービス見込量

放課後等デイサービスの見込量については、実績を基に利用者数等を見込みます。平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に1か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・のびのbe-サポート あおの丘

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら、放課後等デイサービスを提供していきます。

③保育所等訪問支援

サービス内容

- ◆保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
③保育所等訪問支援	利用者数	11人	11人	11人
	利用量	28人日分	28人日分	28人日分

サービス見込量

保育所等訪問支援の見込量については、実績を基に今後の利用者数等を見込みます。平成29年度末におけるサービス提供事業所は、町内に1か所あります。

町内のサービス提供事業所は以下のとおりです。

- ・のびのbe-サポート あおの丘

サービス見込量確保の方策

事業所との連携を図りながら、保育所等訪問支援を提供していきます。

6 障害児相談支援

①障害児相談支援				
サービス内容				
◆障害児通所支援を利用する障がいのある子どもを対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、支給決定が行われた後、一定期間ごとにモニタリングを行います。				
	1か月当たりの見込量	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①障害児相談支援	利用者数	5人	5人	5人
サービス見込量				
障害児相談支援の支給量については、現在の利用者数、特別支援学校卒業者数、施設からの地域移行者数、これまでの利用者数、地域における児童数の推移等を勘案して見込みます。				
サービス見込量確保の方策				
障害児相談支援については、サービス等利用計画を必要とする障がいのある子どもが支援を受けられるよう、自立支援協議会と連携して研修を実施するなど、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を進めます。				

第6章 地域生活支援事業

第5期計画における地域生活支援事業について

第4期計画の実績を踏まえ、第5期計画の平成32年度までの地域生活支援事業の必要見込量、サービス見込量確保の方策を定めています。また、各年度におけるサービス見込量は、これまでの実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、サービス対象者等を勘案しつつ設定します。

第4期実績は以下のとおりです。

第4期実績 地域生活支援事業

区分	事業名	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度見込
必須事業	相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
	成年後見制度利用支援事業	実施 有	実施 有	実施 有
	意思疎通支援事業	4人	4人	7人
		30件	21件	50件
	住宅入居等支援事業	実施 有	実施 有	実施 有
	日常生活用具給付等事業 年間利用件数 ①～⑥			
	①介護・訓練支援用具	0件	3件	0件
	②自立生活支援用具	3件	2件	3件
	③在宅療養等支援用具	2件	3件	2件
	④情報・意思疎通支援用具	1件	3件	1件
	⑤排泄管理支援用具	550件	529件	591件
	⑥住宅改修費	1件	4件	1件
	移動支援事業			
	実利用者数	5人	4人	2人
利用延時間数	134時間	58時間	35時間	
地域活動支援センター				
実利用者数	5人	6人	7人	
任意事業	日中一時支援事業	8箇所	7箇所	7箇所
	実利用者数	44人	44人	45人
	生活訓練事業	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	25人	25人	25人
	社会参加促進事業	1箇所	1箇所	1箇所

第5期見込量 地域生活支援事業

区分	事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施 有	実施 有	実施 有
	自発的活動支援事業	実施 有	実施 有	実施 有
	相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所
	成年後見制度利用支援事業	実施 有	実施 有	実施 有
	意思疎通支援事業	50件	53件	55件
	日常生活用具給付等事業 年間利用件数 ①～⑥			
	①介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
	②自立生活支援用具	2件	2件	2件
	③在宅療養等支援用具	2件	2件	2件
	④情報・意思疎通支援用具	2件	2件	2件
	⑤排泄管理支援用具	591件	591件	591件
	⑥住宅改修費	1件	1件	1件
	移動支援事業 実利用者数	2人	2人	3人
	利用延時間数	40時間	40時間	60時間
任意事業	地域活動支援センター 実利用者数	1箇所 6人	1箇所 6人	1箇所 6人
	日中一時支援事業 実利用者数	7箇所 47人	7箇所 47人	7箇所 47人
	生活訓練事業 実利用者数	1箇所 28人	1箇所 28人	1箇所 28人
	巡回支援専門員整備事業	9箇所	9箇所	9箇所
	社会参加促進事業	1箇所	1箇所	1箇所

1 必須事業

理解促進研修・啓発事業

事業の内容、方策

- ◆地域の住民に対して、障がい者等の理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。今後も事業を通じて地域社会への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

自発的活動支援事業

事業の内容、方策

- ◆障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。今後も活動を支援し、活動内容の情報提供や周知に努めます。

相談支援事業

事業の内容、方策

- ◆障害者相談支援事業・障がい者やその家族等に対して相談対応、情報提供等、サービスの利用に関する支援を行います。
平成29年度末における障害者相談支援事業所は以下のとおりです。
 - ・新川むつみ園
 - ・サポート新川

成年後見制度利用支援事業

事業の内容、方策

- ◆成年後見制度を利用する知的障がい者・精神障がい者に対して申し立ての経費等の助成を行います。
今後も成年後見制度の周知を図り、利用促進に努めます。

意思疎通支援事業

事業の内容、方策

- ◆聴覚障がい者等に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障がい者とその他の者の意思疎通を図り地域生活を支援する事業です。
今後も利用者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供に努めます。

日常生活用具給付等事業

事業の内容、方策

- ◆重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

今後も利用者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供に努めます。

主な品目

- ①介護・訓練支援用具・特殊マット、移動リフト 外
- ②自立生活支援用具・入浴補助用具、頭部保護帽 外
- ③在宅療養等支援用具・ネブライザー（吸入器） 外
- ④情報・意思疎通支援用具・視覚障害者用情報受信装置 外
- ⑤排泄管理支援用具・ストマ用具（蓄便袋・蓄尿袋） 外
- ⑥住宅改修費・居宅生活動作補助用具

移動支援事業

事業の内容、方策

- ◆屋外での移動が困難な障がい者に外出を行う事業です。

今後も利用者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供に努めます。

地域活動支援センター

事業の内容、方策

- ◆障がい者又は障がい者の家族等からの相談に応じ、日中の創作活動又は生産活動を提供することにより、障がい者の地域生活支援を行う事業です。

今後も利用者のニーズに合った支援が提供できるよう、新川圏域2市2町で委託しているサポート新川との連携を強化していきます。

2 任意事業

その他事業

事業の内容、方策

- ◆日中一時支援事業・障がい者に日中活動する場を提供する事業です。
今後も利用者のニーズを踏まえ、日中活動の場の確保を図ります。

- ◆生活訓練事業・在宅の障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人への活動支援を行うことにより、生活の資質向上を図り社会復帰を促進する事業です。
今後も利用者のニーズを踏まえ、適正なサービス提供に努めます。

- ◆巡回支援専門員整備事業・発達障がい等に関する知識をもった専門員が保育所等で巡回支援を実施し、発達障がいのある子どもの早期発見や保護者や保育士等に対し、児童にあった支援方法等の助言を行う事業です。
より多くの児童の支援が行えるよう、巡回支援の充実を図ります。

- ◆社会参加促進事業・障がい者の芸術、文化活動を通して社会参加の促進を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1 自立支援協議会

新川圏域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）の障害福祉に関する関係機関、事業者、障害者団体等を構成員とし、新川地域自立支援協議会を平成19年5月に設置しています。障害者支援に必要なネットワークを構築し、障害福祉に関する事例検討等を通して、相談支援体制の強化を図っていきます。

また、県自立支援協議会から自立支援協議会への助言や支援を受け、関係機関等とも連携し事業を進めていきます。障害福祉計画については、新川地域自立支援協議会からの意見を聴き、計画の策定・変更に取り組んでいきます。

2 計画におけるPDCAサイクル

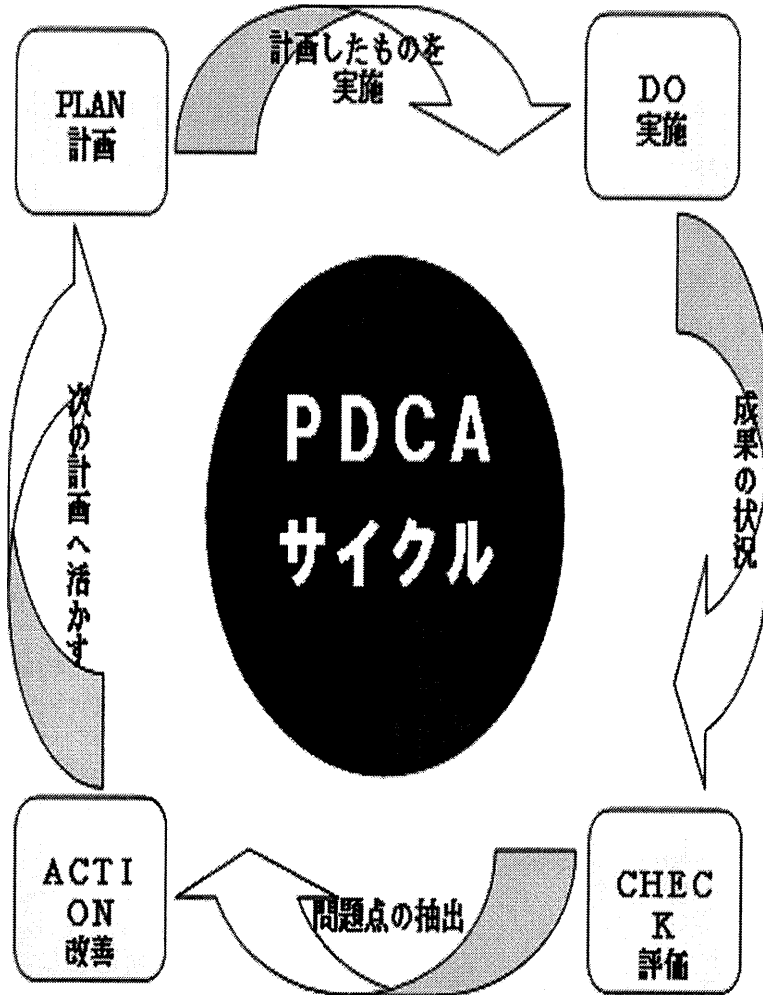
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

◆成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

◆新川地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

■障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



資料

◆計画策定の主な経過

年 月	委員会等名称	報告・議事内容等
平成 29 年 10 月	現状分析 数値目標・サービス見込量の検討	第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画の策定に向けて
平成 29 年 12 月	ニーズ調査 数値目標・サービス見込量の原案作成 県との調整 新川地域自立支援協議会委員会 新川地域自立支援協議会幹事会	相談支援専門員から聞き取り 20 歳未満の身体・療育・精神手 帳保有者及び障害福祉サービス利 用者の保護者へアンケート 県に原案提出 第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画の数値目標 ・サービス見込量の調整 第 5 期障害福祉計画・第 1 期 障害児福祉計画策定の概要等 の説明及び意見聴取（22 日）
平成 30 年 2 月	数値目標・サービス見込量の確定 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉 計画（素案）の作成 新川地域自立支援協議会委員会 新川地域自立支援協議会幹事会	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障 害児福祉計画（素案）について 意見聴取（8 日）
平成 30 年 3 月	パブリックコメントの実施 （平成 30 年 3 月 20 日～3 月 30 日） パブリックコメント結果公表 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計 画の策定 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計 画の公表	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障 害児福祉計画（素案）について 町民意見の募集

新川地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 新川地域(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)における障害者相談支援事業の効果的実施と障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、新川地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業の運営に関すること。(中立・公平性を確保するため)
- (2) 障害福祉に関する各般の困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域における関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等に関すること。
- (4) 市町相談支援機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (5) 市町障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。委員は、新川地域の障害福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、教育・雇用、当事者・障害者団体、学識経験者、企業、ボランティア等の関係者とする。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を副会長にて代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営のため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、関係市町担当者、指定相談事業者、厚生センターより選任する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会及び協力団体)

第8条 協議会は専門的分野(虐待、発達障害、就労等)の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、各障害福祉サービス事業者を中心とした専門部会を設置するものとし、その専門部会における協議等の結果を協議会に報告しなければならない。

また、協力団体の出席を求め、必要に応じて意見を聞くものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、新川地域市町において行なう。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、支給しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

新川地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体	職名	区分
委員	神保 富子	せせらぎ家族会（黒部）	会長	障害者団体
委員	常楽 美恵子	手をつなぐ育成会下新川エリア会	代表	
委員	石田 三三明	魚津市障害者連合会（魚津）	会長	
委員	松岡 歩	魚津市障害者生活支援センター	所長	指定相談支援事業所
会長	草原 庄一	新川むつみ園	園長	
副会長	上波 薫	サポート新川	センター長	
委員	米田 肇	富山県立にいかわ総合支援学校	校長	教育・雇用関係者
委員	島田 泰昭	魚津公共職業安定所	所長	
委員	森下 吉光	新川障害者就業・生活支援センター	センター長	
委員	南 邦保	YKKビジネスサポート株式会社	人事総務業務部長	企業関係者
委員	飯田 恭子	新川地域精神保健福祉推進協議会	会長	学識経験者等
委員	大江 浩	富山県新川厚生センター	所長	保健・医療関係者
委員	森山 明	魚津市健康センター	所長	
委員	平田 千秋	黒部市保健センター	健康増進課長	
委員	竹島 寿代	入善町保健センター	課長代理	
委員	島田 亜由美	朝日町保健センター	係長	
委員	葛野 洋一	魚津緑ヶ丘病院	院長	
委員	藤森 正記	下新川郡医師会	会長	
委員	柿本 尚子	魚津市立つくし学園	園長	
委員	矢田 厚子	魚津市民生部社会福祉課	課長	行政
委員	霜野 好真	黒部市市民生活部福祉課	課長	
委員	小堀 勇	入善町健康福祉課	課長	
委員	中島 優一	朝日町健康課	課長	

相談支援事業所の意見

【意見聴取の目的】

新川圏域の障害福祉に関する課題発見やニーズ把握のため、相談支援専門員に対する意見の聴取を行いました。意見聴取にご協力いただいた事業所は下記のとおりです。

- 障害者社会復帰センターあゆみの郷 サポート新川
- 魚津市障害者生活支援センター
- 社会福祉法人 にいかわ苑
- 新川むつみ園 地域生活相談室
- 工房 あおの丘
- ひゞき 計画相談支援事業所
- 相談支援 ステラ

【サービスごとに主要意見を抜粋】

1. 訪問系サービスについて

- ・支援側の人材不足（男性ヘルパーが少なく入浴支援の際に困る等）や高齢化
- ・希望日数を受け入れてもらえない
- ・ヘルパー養成講座を受けても、実際にヘルパーになる人が少ない
- ・同じ時間（朝・夕）にサービスが集中するので利用が出来ない
- ・夜9時以降にサービスを提供している事業所が少ない
- ・年末年始にサービスを提供している事業所が少ない
- ・夜間の重度訪問介護対応事業所が少ない
- ・介護保険の事業所と障害福祉サービスの事業所での理解力と対応力に差がある
- ・潜在的なニーズはあるが、当事者が声をあげにくい、あげていない
- ・行動援護、同行援護の提供事業所が少なく、利用しにくい

2. 日中活動系サービスについて

- ・就労移行事業所、就労継続支援 A 型事業所が少ない
- ・総合支援学校卒業生の選択肢が少ない
- ・障がいの区別によって受け入れが難しい
- ・工賃向上のために、現状で手一杯で新たな利用者の受け入れに消極的になる
- ・職員が少ないことを理由に受け入れを断られた
- ・入所の方が外部の事業所を利用したくても出来ないことがある
- ・就労継続支援 B 型事業所で定員を満たしてきている事業所が増えてきている
- ・利用者自身の高齢化

3. 短期入所について

- ・医療系短期入所が不足している
- ・利用できる事業所が少なく、希望通り利用できない
- ・女性の方が利用できる短期入所が少ない
- ・短期入所を利用する際の移動手段がない
- ・緊急時に利用できない（定期利用の方が多く、空きがない）
- ・重度の方が利用できる短期入所施設がない
- ・児童の短期入所が少ない
- ・連続しての利用が困難である

4. 居住系サービスについて

- ・グループホーム、施設入所に空きがなく、待機者が多い
- ・身体障がいをもった方が入れる施設が少ない
- ・医療ケアが必要な方の入れるグループホーム、施設が近辺にない
- ・保証人の関係でグループホームに入れない方がいる
- ・空きがあっても条件（法人内のサービス利用が必要等）があり、入れないことがある
- ・強度行動障害のある方を受け入れられる施設が少ない
- ・精神科医が近くにない
- ・身体障がいの方のマッサージ（リハビリ）等専門的な医者が充実していない

5. 相談支援事業所について

- ・相談支援事業所、専門員の数足りていない
- ・相談支援の質の維持が難しい
- ・サービス調整以外の家族の支援を行うこともある
- ・委託と指定特定の相談が混在している
- ・指定特定と他の事業（委託）をしないと相談支援事業所はやっていけない
- ・計画とモニタリングに集中すると、基本相談が対応できない

6. 児童系サービスについて

- ・ニーズがあがってこない、サービスにつながりにくい（児童発達支援・保育所等訪問）
- ・サービスにつながるまでの支援ができていない
- ・事業所が足りない（放課後等デイサービス）
- ・療育的ニーズと預かりニーズがある

障がい児アンケート結果

【調査の概要】

この調査は、障がいや発達障課題、さまざまな困り感のある子どもの保護者に対し生活状況や、施策ニーズを尋ね、障がい児福祉計画策定にあたって基礎資料とするため実施しました。

【調査期間】

平成29年12月14日～平成29年12月27日

【対象者】

平成29年11月1日時点で、入善町在住で20歳未満である次の方の保護者

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ② 通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付されている方

【調査方法】

郵送による配布・回収

【回収結果】

配布数	47人
回答数	23人
回収率	48.9%

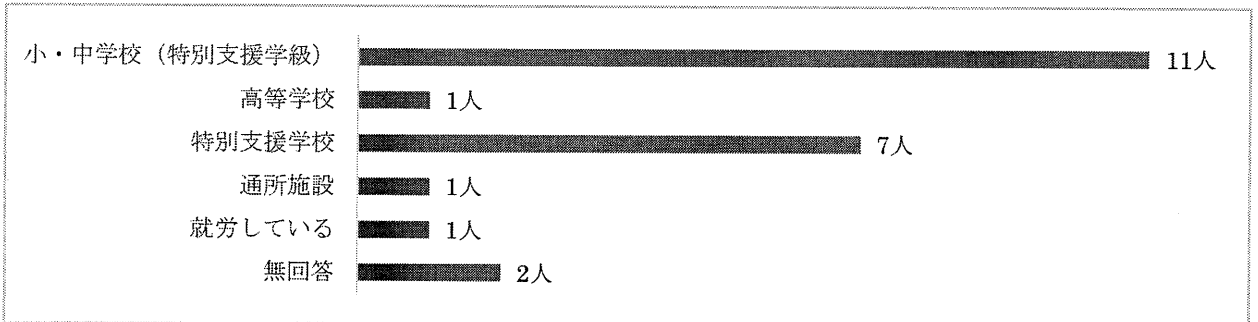
【調査結果】

第1部：お子さんについて

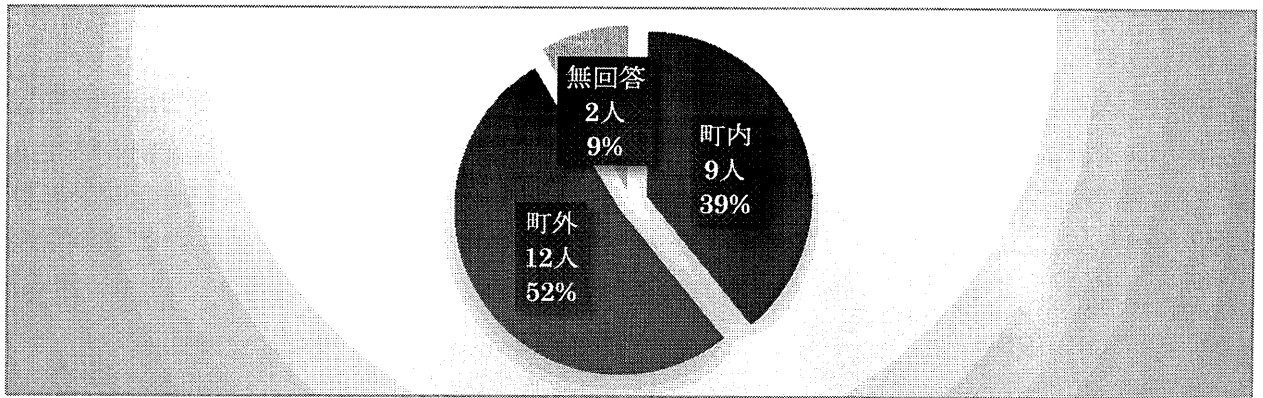
問1-1 お子さんの年齢（平成29年11月1日時点）を教えてください。

7歳	8歳	10歳	11歳	13歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	無回答	全体
3人	1人	2人	3人	2人	2人	1人	2人	3人	1人	3人	23人
13%	4%	9%	13%	9%	9%	4%	9%	13%	4%	13%	100%

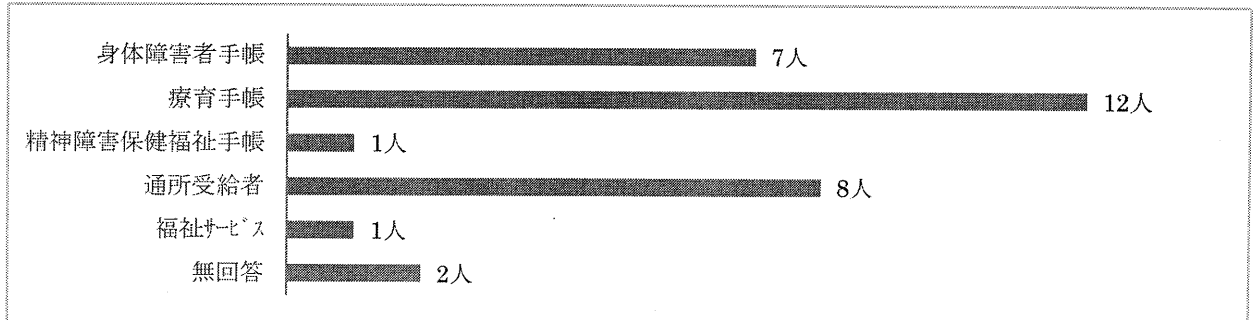
問1-2 お子さんが現在主に所属している所、通っている所を教えてください。



問1-3 問1-2で選んだところは町内・町外どちらにありますか。

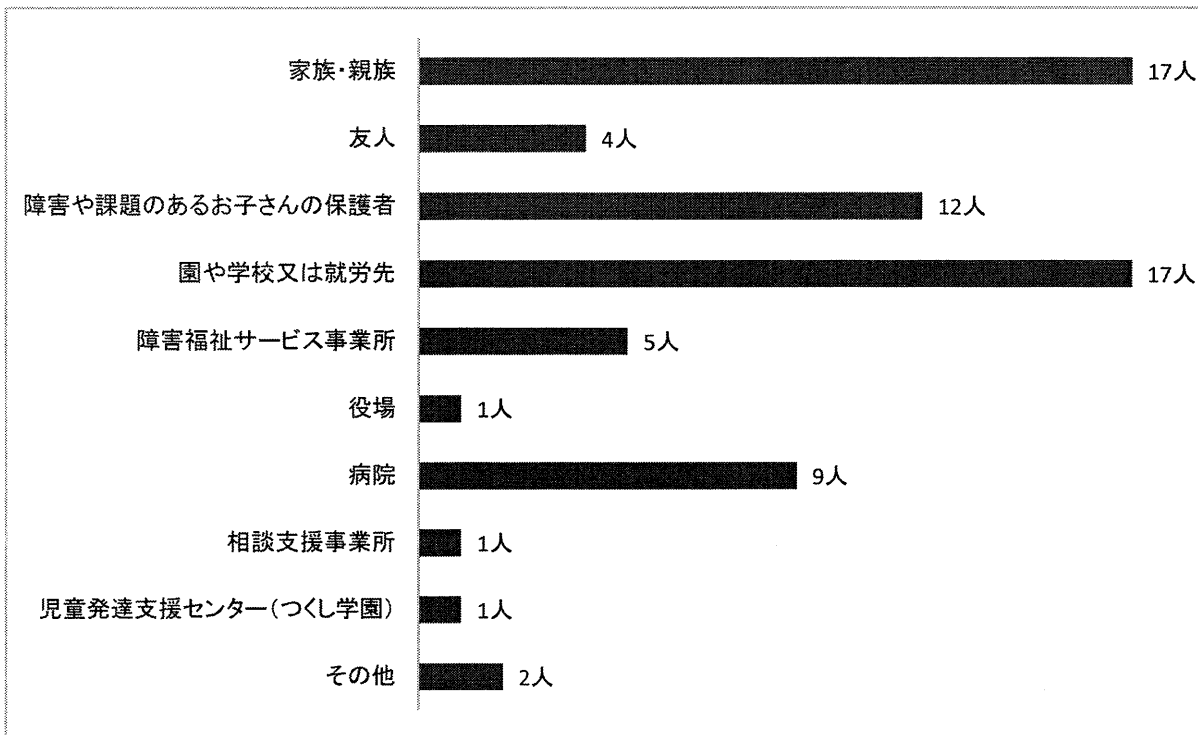


問1-4 お子さんが受けている手帳、受給者証の種類を教えてください。（重複有）

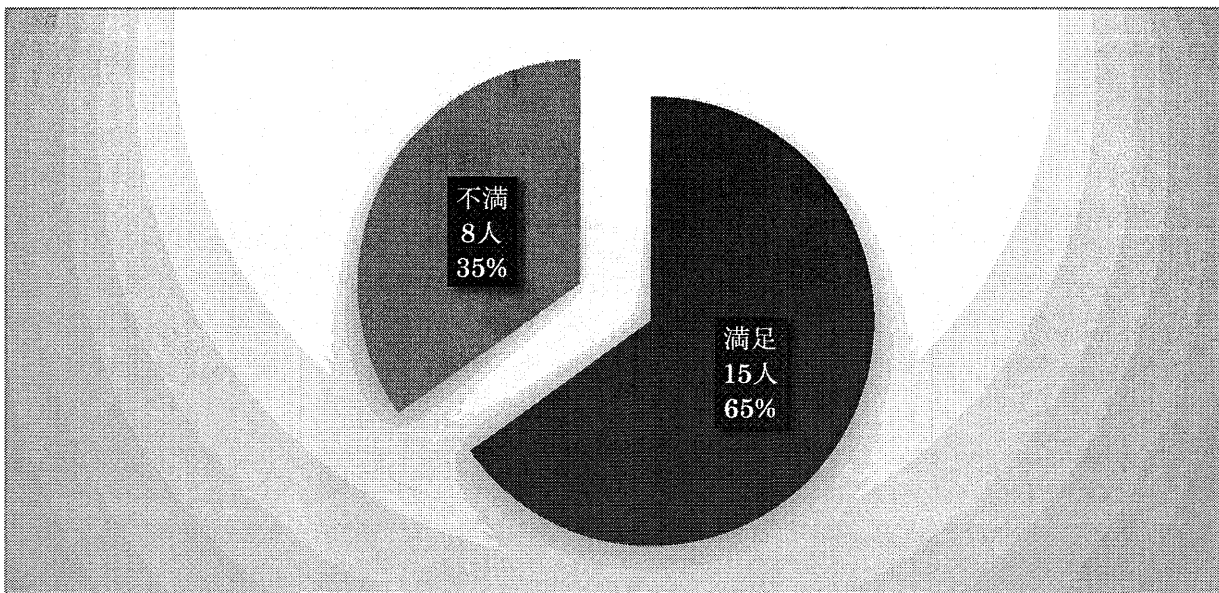


第2部：相談について

問2-1 あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか。（複数回答）

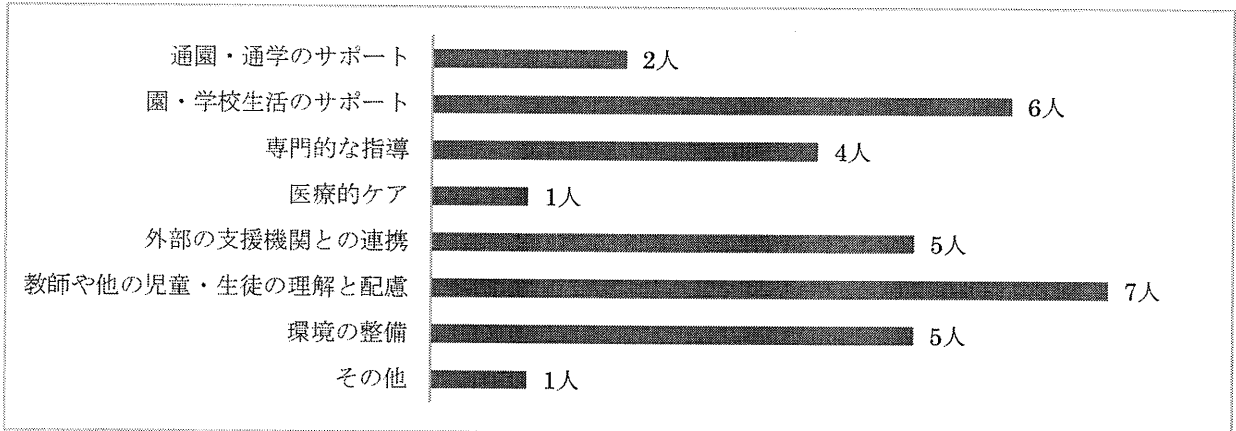


問2-2 問2-1で選んでいただいた相談先について、どのように感じていますか。



第3部：幼児期、学齢期について

問3-1 園や学校にお子さんが通う上で、あなたが求めることを教えてください。

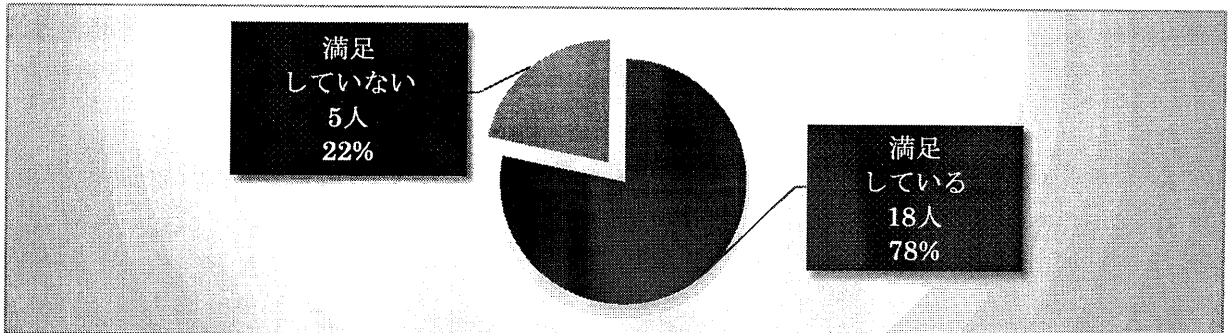


※その他としての意見は下記のとおりです。

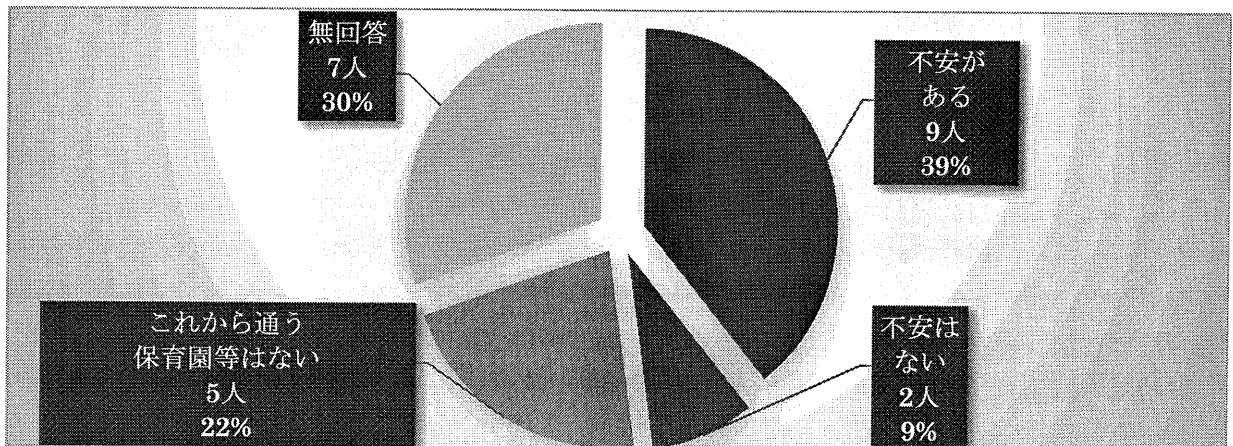
色々サポートしてもらっているので特にない。

問3-2 問3-1で選んだことの現状について、どのように感じていますか。

(1) 現在通っている又は通っていた保育園、幼稚園や学校について



(2) これから通う保育園、幼稚園や学校について



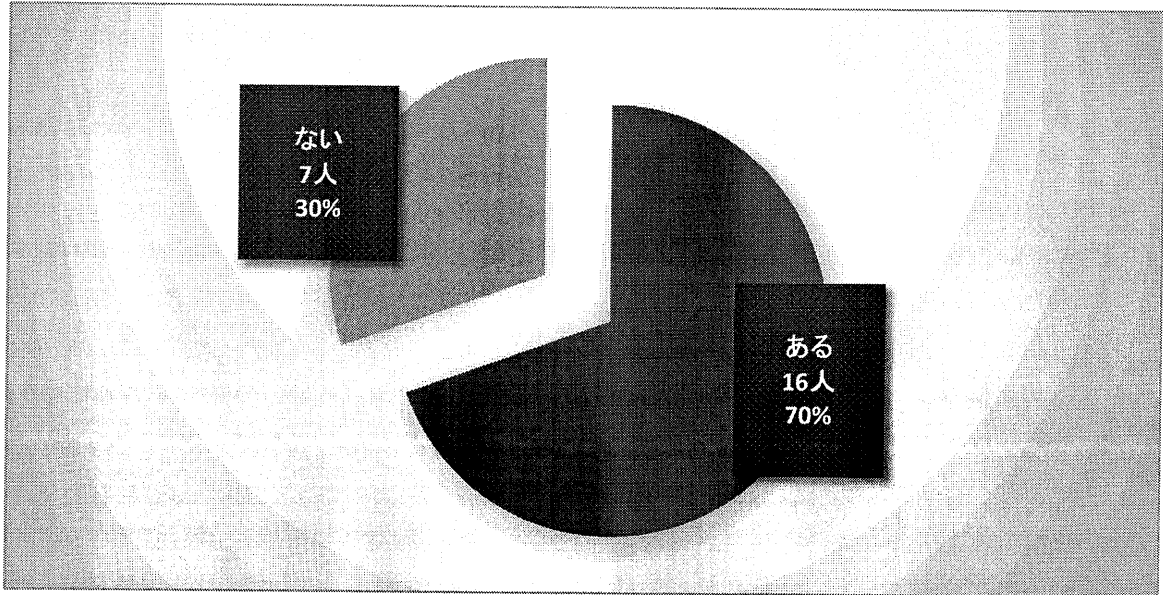
「保育園、幼稚園や学校の支援や環境に」についてのご不満やご提案など、よろしければご意見をお聞かせください

(下記 自由記述内容)

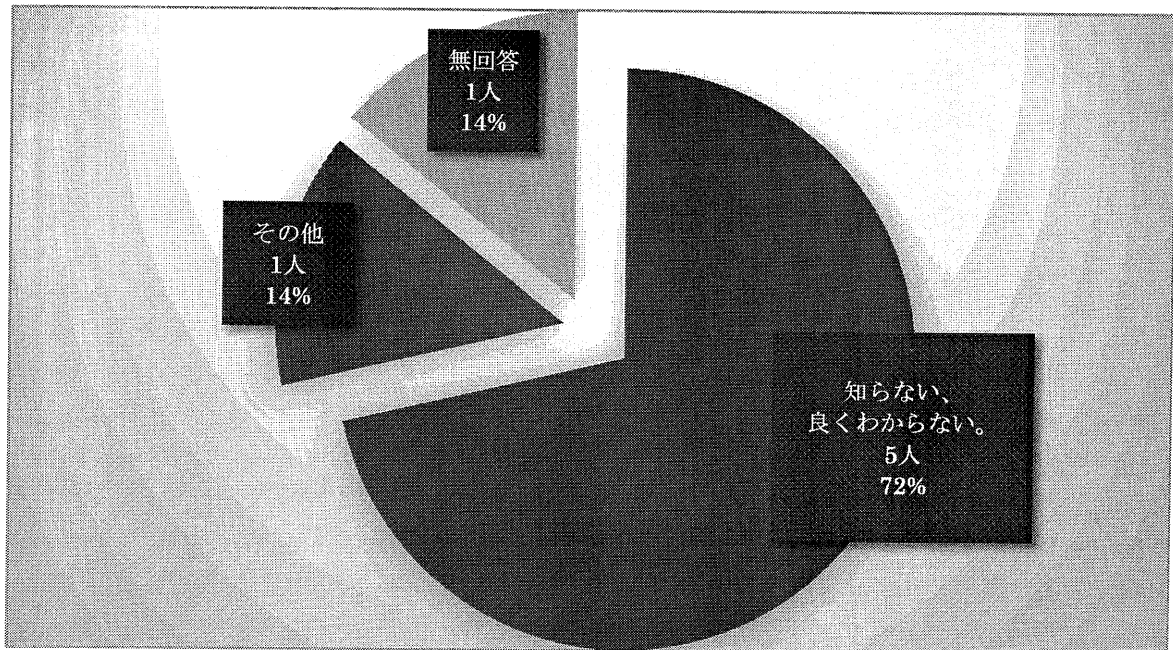
- ・朝の受け入れ時間を早めてほしい。交通機関などの時間が決まっているため、働く時間に制限を感じる。
- ・学童保育を充実させて欲しい。発達障害がある為、受け入れてもらえなかった。
- ・保育所での障害児への理解がなく、入所を心よく思っていないように感じた。
小学校では特別支援学級があるので先生方からとても良くしてもらっている。
- ・専門のところで相談して下さい、と言われて、黒部の保健所を紹介され、通っていた。
入善になぜないのか？と思っていた。せめて、入善の相談先をおしえてほしかった。
- ・病名を話すと腫物を触るかのように扱われた時がありショックでした。
- ・支援者に障害の事をもっと勉強してほしい。
- ・定年間近や、熱意に欠ける方が担当になっていたように感じられた。
- ・支援者に、様々の障害に詳しい専門知識を持って、親身になって対応してもらえる方を配置して欲しい。
- ・新川地域に医療型の重度障害者（肢体不自由）入所施設を作っていただきたい。
- ・現在の子どもに合った支援をしてほしい。

第4部：福祉サービスについて

問4-1 お子さんは福祉サービスを利用していますか。または利用したことがありますか。



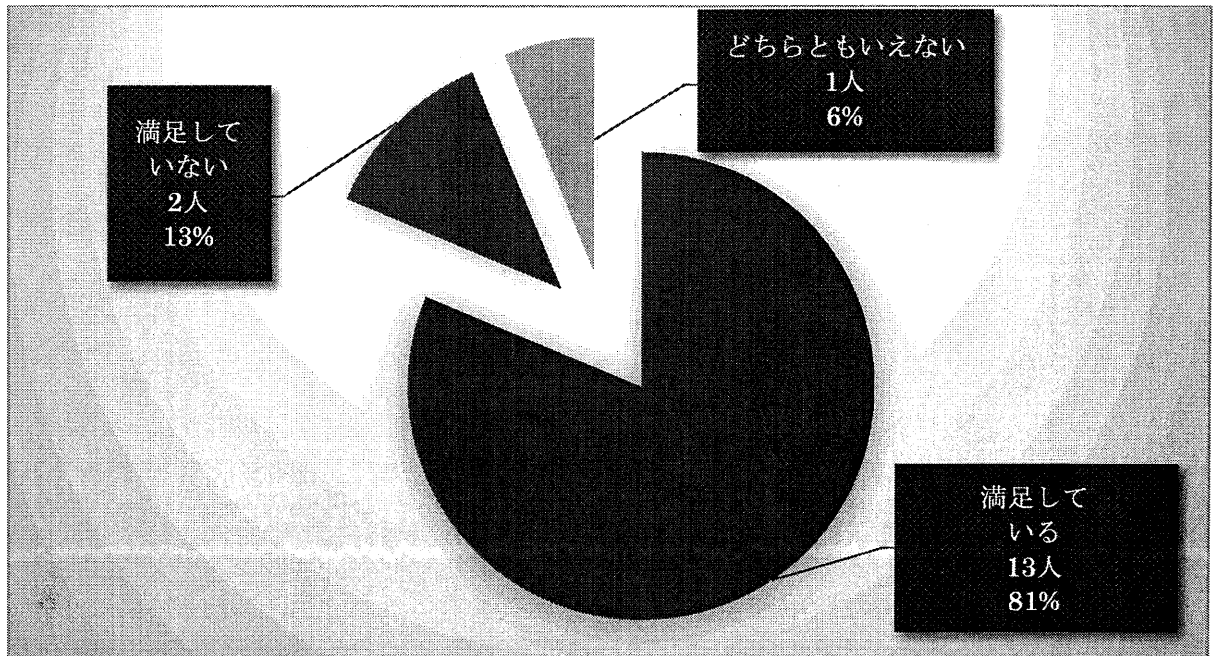
問4-1にて「ない」と回答した方にお聞きします。それはなぜですか。



※その他としての意見は下記のとおりです。

本人が希望しない。

問4-1にて「ある」と回答した方にお聞きします。利用してみてどう思いましたか。

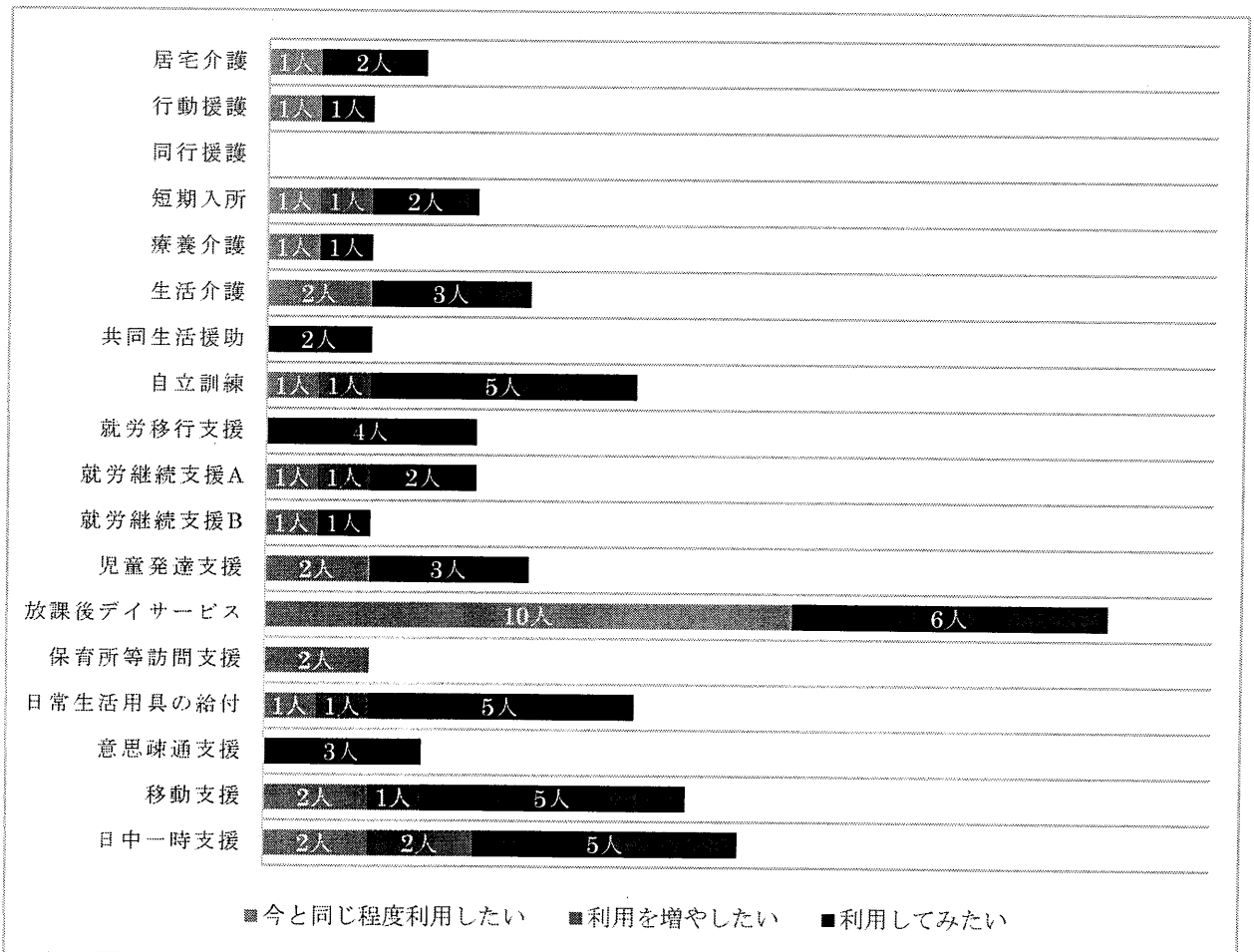


※「満足していない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか

(自由記述)

- ・長期休み、送迎など時間の制限を受ける。延長などもできるが、自費負担が大きくなる。利用したくても、働く時間が制限されるため、家計への負担が更に大きくなる。
- ・福祉サービスを利用したいが人手が足りないという理由で使えないことがある。
- ・施設が少ない。

問4-2 福祉サービスの今後3年間の利用の意向についてお聞きします。
(複数回答可)



上記サービス以外で利用したいサービスがありましたら教えてください (自由記述)

- ・親も年をとってくるので、何かあった時(入院など)に、すぐに利用できるサービス
- ・気軽に色々なことを相談できると良いです。
また、H30.4月からの2つの新サービス(就労定着支援と自立生活援助)
- ・医療型児童発達支援
- ・大人になってからの生活、就職などの支援見守りなどがあると良い。
- ・障害者のいる家庭は、自宅での入浴が大変です。高齢者はデイなどを利用して入浴できますが、障害者(児)は、本当に大変であり、親は大変な思いをしています。家庭のお風呂ではムリがあるため、障害者(児)が利用できる施設(設備がある)でのサービスの提供をお願いしたい。

「福祉サービス」についてのご不満やご提案など、よろしければご意見をお聞かせください（自由記述）

- ・たくさんの制限があり、働きたくても働けない親がたくさんいます。「軽度だから」、「まだ子供が小さいから」と行政に言われた事、忘れません。気軽に利用できるサービスなど、もっと増えてほしいと思います。
- ・日頃、沢山のサービスを受けさせて頂き、感謝しています。サービスについて、障害の内容、程度は、本当に人さまざまで、必要な事など、個人差が大きく、規則・利用条件・利用料などで、利用できない事も多いです。今後、入所施設・就労施設が一杯で、受け皿がなくなるのではないかと、とても不安を感じています。
- ・将来のことが不安であり、支援区分（3年に1回判定）など、どうなっていくのか、心配です。親が元気でなくなった時など、相談できる機会がたくさんあるとうれしいです。
- ・事業所が増えると良いです。（困難なことは承知していますが）障がいをもつ子供がのびのびと過ごせる場がほしいです。友人同士でグループホームみたいな所に皆で生活してみたいねと夢を語っていたこともありました。
- ・我が子にはどの福祉サービスを利用するのが良いのかなど証明があればいい。資料の配布だけではサービスの内容がはっきりわからない。
- ・福祉サービスの利用者や支援者の声を集め、問題に取り組み、不満を少しでも減らしていけたら良いと感じます。
- ・放課後デイサービスを利用しているが、帰宅の送迎時、きちんと挨拶できなくても（しなくても）、注意することがない。その都度、親が注意して挨拶させるが、どこかに障害のある児童だから仕方がない、と感じさせるところがある。将来の自立を考えた時、社会人としての当たり前挨拶や、しつけの部分は、障害とは切り離して、接して欲しいと思う。
- ・とにかく、この新川地域に医療型重度障害者施設を創設していただきたい。

第 5 期入善町障害福祉計画
第 1 期入善町障害児福祉計画

発行日 平成 30 年 3 月
発行・編集 入善町 健康福祉課
〒939-0693 富山県下新川郡入善町入膳 3255
TEL (0765) 72-1100 (代)
入善町ホームページ
<http://www.town.nyuzen.toyama.jp/>
